

齋田決定等の手続きについて(案)

- 1 宮内庁は、農業団体から齋田の推薦を受けることについて、両知事に対し、斡旋を依頼する。
- 2 宮内庁は、府・県の農業団体に対し、齋田(予備田を含む。)を推薦するよう依頼する。
なお、両知事に対し、別途その旨を連絡する。
- 3 農業団体は、宮内庁に対し、齋田を推薦するとともに、齋田所有者の新穀供納願を宮内庁に提出する。
(齋田の推薦時期については、おって協議する。)
- 4 宮内庁は上記願出を受理したときは、農業団体を通じ、齋田所有者に対し、新穀の供納を依頼する。
(公表の方法・時期等については、おって協議する。)
なお、宮内庁は、両知事に対し、齋田所有者に新穀の供納を依頼した旨を通知する。
- 5 齋田抜穂の儀、新穀の納入期日、方法等については、別途協議する。
- 6 精粟7.5kgの供納等については、農業団体と別途協議する。